

件 名	堺市就学援助規則の一部改正について
提 案 理 由	新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に対応するため、適切な時期に支給できるよう援助金の支給時期の特例を設けるとともに、行政手続のオンライン化の推進及び保護者の利便性の向上を目的として申請方法を変更することとし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 教育長が特に認める場合に限り、定められた支給日以外に支給できるようにするもの (2) 就学援助申請書の提出方法を新たに追加するもの 2 施行期日 1 (1)に係る改正規定は公布の日 1 (2)に係る改正規定は令和3年4月1日から
備 考	別紙のとおり
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

別紙資料

今後の予定

令和3年 3月 公布後、支給時期の特例を適用

令和3年 4月 郵送による申請手続きの適用

令和3年11月 オンラインによる申請手続きの適用

申請件数の推移

平成30年度			令和元年度			令和2年度 (令和3年1月末現在)			
区	学校	合計	区	学校	合計	区	学校	郵送	合計
5,258	3,396	8,654	4,787	3,255	8,042	3,583	2,386	2,345	8,314

修学旅行3月実施予定校

小学校 5校

中学校 2校

議案第8号

堺市就学援助規則の一部改正について

堺市就学援助規則の一部を次のとおり改正する。

令和3年3月16日
堺市教育委員会
教育長 中谷省三

堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「申請書を」の次に「教育長に直接提出し、又は」を加え、「経過して、教育長に」を「経過して」に改める。

第7条第2項本文中「3月末日までに」の次に「支給するものとし、別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が6月及び7月のものに係る1期分については2期分と併せて12月末日までに、受付月が11月及び12月のものに係る2期分については3期分と併せて3月末日までに」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、天災地変その他教育長がやむを得ないと認める理由により、この項に規定する支給期日までに支給することができないときは、援助金の全部又は一部をその日以後に速やかに支給する。

附 則

この規則中第7条の改正規定は公布の日から、第3条の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(申請)</p> <p>第3条 就学援助を受けようとする保護者は、別表左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表中欄に定める期日までに就学援助申請書を同表右欄に定める者を<u>経由して、教育長に提出しなければならない</u>。ただし、要保護者に係る申請の期日については、教育長が別に定めるものとする。</p> <p>(就学援助の内容及び支給方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 援助金は、1期分（4月分から7月分までをいう。以下この項において同じ。）については9月末日までに、2期分（8月分から12月分までをいう。以下この項において同じ。）については12月末日までに、3期分（1月分から3月分までをいう。以下この項において同じ。）については3月末日までに支給するものとする。<u>ただし、別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が6月及び7月のものに係る1期分については2期分と併せて12月末日までに、受付月が11月及び12月のものに係る2期分については3期分と併せて3月末日までに支給するものとする。</u></p>	<p>(申請)</p> <p>第3条 就学援助を受けようとする保護者は、別表左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表中欄に定める期日までに就学援助申請書を<u>教育長に直接提出し、又は同表右欄に定める者を経由して提出しなければならない</u>。ただし、要保護者に係る申請の期日については、教育長が別に定めるものとする。</p> <p>(就学援助の内容及び支給方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 援助金は、1期分（4月分から7月分までをいう。以下この項において同じ。）については9月末日までに、2期分（8月分から12月分までをいう。以下この項において同じ。）については12月末日までに、3期分（1月分から3月分までをいう。以下この項において同じ。）については3月末日までに<u>支給するものとし、別表第2号の随時分に係る援助金のうち、受付月が6月及び7月のものに係る1期分については2期分と併せて12月末日までに、受付月が11月及び12月のものに係る2期分については3期分と併せて3月末日までに支給するものとする。ただし、天災地変その他教育長がやむを得ないと認める理由により、この項に規定する支給期日までに支給することができないときは、援助金の全部又は一部をその日以後に速やかに支給する。</u></p>